

組合員 各位

関西鍼灸柔整協同組合

新型コロナウイルス感染症対策における当組合の対応について

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴い、当面の間当協同組合の事務所営業時間を午前10時から午後4時に変更させていただいております。(レセプト締め切り日含む)

料金改定、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う情報等は、当協同組合ホームページにて随時お知らせしております。各組合員様におかれましても厚生労働省をはじめ、各種情報をご確認ください。

「関西鍼灸柔整協同組合」で検索→“組合員の皆様向け”ページでご確認ください。

(新) <http://kansai-ksjk.com/index.html/member/index.html> ※ホームページアドレス変更となっております。ブックマーク等の変更をお願いいたします。

令和3年4月提出締切日のお知らせ

令和3年4月取扱分提出締切日を下記の通りお知らせ致します。

※事務処理の関係上、締切日にご協力下さい。

柔整レセプト 令和3年4月5日(月) 必着

- ※ 送付先住所の確認をお願いいたします。旧事務所住所への送付、持ち込み、ポスト投函はおやめください。新事務所へは時間内に持ち込みをお願いします。
- ※ 当日の当事務所への持ち込み時間は、午前10時より午後4時までとさせていただきます。

鍼灸マッサージレセプト 令和3年4月9日(金) 必着

- ※ 当事務所移転の為、送付先住所の確認をお願いいたします。旧事務所住所への送付、持ち込み、ポスト投函はおやめください。新事務所へは時間内に持ち込みをお願いします。
- ※ 当日の当事務所への持ち込み時間は、午前10時より午後4時までとさせていただきます。
- ※ 4月10日(土)11日(日)は事務所休業日です。

G・W休業日のお知らせ

4月29日(祝)～5月4日(祝)まで休業させていただきます。5月5日(祝)より通常営業となり、10時から4時まで営業いたします。よろしく願い申し上げます。

「鍼灸あん摩マッサージ療養費の長期・頻回の施術等に関する償還払いに戻せる仕組み」について

- ・ 施行日以降において、初療日から2年以上かつ直近の2年のうちで月16回以上施術をした月が5回あった場合、保険者から患者や施術管理者へ長期・頻回施術であることを知らせる通知が届く
 - ・ 通知後の施術で月16回以上の施術を行う場合は「頻回な施術を必要とする詳細理由」と「今後の施術計画」を保険者に提出
 - ・ 保険者はその「頻回な施術を必要とする詳細理由」と「今後の施術計画」を見て償還払いにするかどうかを判断する
- 上記が「鍼灸あん摩マッサージ療養費の長期・頻回の施術等に関する償還払いに戻せる仕組み」として、施行日が令和3年7月1日に決定しています。詳細は後日改めて厚生労働省より通知が出される予定となっておりますが、先生方におかれましてもホームページ等で情報確認をお願いいたします。(当組合ホームページでもリンクしております)

柔整・鍼灸レセプト送付、持込みについて

- ・ 上記締め切り日までに到着できるもので、事務所到着日をご確認の上、ご送付ください。レセプト送付は自己責任となります。締切日以降の事務所到着分、持込み分については次月扱いとさせていただきますのでご注意ください。
- ・ 協同組合事務所のポストへの直接投函は原則禁止です。持込みの際は事務所への持込み時間内をお願いいたします。
- ・ 締切日に間に合わない事が判明している場合は事務所に連絡、相談をお願いします。

提出時のお願い（柔整・鍼灸マッサージ共通）

- ・ 必ずレセコンの【8 チェックリスト】の操作をして提出データの確認をして下さい。
 - ・ 返戻レセプトは必ずデータに入れてください。レセプトと台帳の内容が異なる場合は、コンピューターの内容を修正し、USB メモリと台帳の再作成をお願いします。
 - ・ ご提出前に印鑑、署名、印字ズレの有無を確認して下さい。
 - ・ 柔整レセプトは総括表を保険者ごとにホッチキスなどで留めて提出して下さい。
 - ・ レセプトは台帳順に並び替えて、台帳、データ送付書をレセプトの上に置いてご提出ください。
 - ・ データ送付書・請求台帳・レセプト・USB メモリ（専用バックに入れてください）の同封を必ず御確認下さい。
- ※ レセプトの提出がない場合もお手数ですがご連絡をお願いします。
- ※ お聞きしている携帯電話へ緊急連絡する場合がありますので、宜しくお願いします。
- ※ コンピューターの操作方法については株式会社ワールド（TEL0120-307-737）へお問い合わせください。

鍼灸マッサージレセプト提出時のお願い

- ・ 医師の同意書、再同意書は該当するレセプトの後ろにホッチキスで留めてからご提出下さい。
- ・ 初回の請求、再同意更新月には、必ず同意書（再同意書）原本、医療助成分があればそのコピーを添付して下さい。（同意書・再同意書の原本はコピーを必ず取っておいて下さい）
- ・ ご提出前に印鑑、署名の有無、同意書（再同意書）の添付、1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書、施術報告書の添付を確認して下さい。また、レセプトと同意書との内容に相違がないかご確認ください。
- ・ ご提出前に用紙の種別（受領委任保険者用申請書など）があつているかご確認をお願いします。
- ・ 受領委任取扱保険者については、総括票Ⅰ（様式第8号）総括票Ⅱ（様式第9号）を添付して下さい。
- ・ 受領委任の取り扱いにつきましては従前の通りとなります。

同意書・再同意書はレセプトの後
ろにホッチキスで留めてください

